

一般競争入札参加資格一覧

1. 大鶴第 24 号（令和 8 年 3 月 31 日付）一般競争入札公告における入札参加資格については次に掲げる事項すべてに該当すること

1) 必須項目

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める要件に該当しない者。
- イ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 15 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項で定める更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項で定める更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- オ 一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一の上欄に掲げる建設工種の種類（以下「業種」という。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について同法第 3 条第 6 項に定める一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
- カ 対応業種について、入札の日から 1 年 7 ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 に定める経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- キ 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - (i) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
 - (ii) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
 - (iii) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第 3 条第 1 項各号のいずれか又は同条第 2 項に該当すると認められる者

- (iv) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）
- ク 入札を実施する前に、法人に対して工事費を提示し、又は、工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者。
- ケ 当社の役員が役員に就いている業者など、当社の役員が特別の利害関係を有する業者でない者。
- コ 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。
- サ 次のイロハに該当しない者。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第二条第四号に規定する暴力団密接関係者
 - ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- シ 国税（法人税）を完納していること。

2) 付加条件

- ア 入札に参加する業者の工事の実績、資本の額、従業員の数、その他の経営の規模及び状況に関する要件
 - ・大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、建築一式工事の等級区分がB級以上であること
 - イ 入札に参加する業者の事業所の所在地に関する要件
 - ・大阪府内に営業所があること。
 - ウ 入札に参加する業者の工事实績及び技術的適性の有無に関する要件
 - ・敷地面積25,000㎡以上の供用下における卸売市場施設の改修工事の実績があること。
- 【添付資料】実績証明書（契約書の複写等証明できる資料）

以上